

(別紙) 廃炉等積立金の取扱い変更について

- 廃炉等積立金制度の運用については、第五次総合特別事業計画において、「前人未踏の領域に突入し、最大の難所を迎える中で、(中略)技術面だけでなく、時間的にも経済的にも最難関であることが顕在化し、廃炉等積立金制度の運用においても、より中長期的な対応の重要度が増しつつある」ことから、「廃炉の進捗に伴う環境変化を踏まえ、より中長期的な廃炉の財源確保に資する運用に改めていく」こととした。
- 具体的には、東京電力ホールディングス(以下「東京電力」)が取り戻した廃炉等積立金の額と実際に使用した額の差額(以下「残余」という。)について、東京電力はその金額を原子力損害賠償・廃炉等支援機構に納付し、機構は廃炉等積立金の残高に戻し入れるとともに、その結果を公表するものとする。
- あわせて、運用変更前(令和6年度以前)における残余の金額等についても下表のとおり示す。

(単位:円)

	認可された廃炉等積立金の金額 (注1)	燃料デブリ取り出しプログラムの残余額	燃料デブリ取り出しプログラム以外のプログラム等の残余額(注2)
令和6年度	260,183,717,918	5,466,983,000	19,954,611,000
令和5年度	270,077,183,348	2,688,433,000	11,737,167,000
令和4年度	260,181,527,000	1,925,291,000	20,914,543,000
令和3年度	260,005,237,742	1,313,909,000	12,247,561,000
令和2年度	280,425,068,810	716,837,000	21,565,015,000
平成31年度	361,138,259,461	3,224,343,000	17,300,425,000
平成30年度	391,315,880,000	692,790,000	6,655,078,000

(注1) 廃炉等積立金として積み立てなければならないとされた年度に記載している。

(注2) 令和6年度以前に発生した当該残余分については、東京電力は、残余が発生した翌年度の廃炉等積立金として積み立てを行った上で、同年度の廃炉等の実施に充てるため、取り戻すこととしてきた。